## ホストコミュニティーフィー制度について

ホストコミュニティフィー・・・廃棄物処分場の設置者・管理者が処分場の位置する自治 体に対して支払う賦課金

米国における導入経緯

(1980年代のアメリカ) ゴミの増加、廃棄物処分場建設への反対等

処分場設置費用の高騰、設置の困難化

処分場設置者と自治体との間で、設置の許可と引き換えに賦課金の支払等が行われる事例が見られるようになる

現在、米国内の一部の州(ペンシルバニア、マサチューセッツ、ニュージャージー、 ジョージア等)では、廃棄物の持ち込み量に応じて一定額を納付することを条件に 処分場の建設を許可

## 収入の使途

- ・廃棄物処理サービスの無料化・割引
- ・環境プロジェクト
- ・道路の維持費
- ・消火活動の費用 等

## ペンシルバニア州法の概要

Municipal Waste Planning, Recycling and Waste Reduction Act (The act of July 28, 1988 (P.L.556, No.101) )

- ・ペンシルバニア州内の廃棄物埋立処分場又は資源回収施設は、廃棄物を受け入れる場合、一定 額を自治体に支払わなければならない。
- ・支払いは年4回(1,4,7,10月)。
- ・期限内に支払うことができなかった場合は、利子及び罰金を課される。
- ・処分場等の管理者は、廃棄物の受入れ量等を記録し、5年間保存しなければならない。